

よくあるご質問 (FAQ)

Q1 決算では当年度純利益が出ているのに、なぜ下水道使用料を引き上げなければならないの？

- A1 収益構成としては、下水道使用料収入よりも多額の一般会計（税金など）からの「繰入金」を受け入れることで何とか当年度純利益が出ている状況です。そのため、下水道使用料水準を引き上げることによって汚水処理費用の不足分に係る「繰入金」の補てんを減らし、経費回収率を高めていく必要があります。

また、公営企業会計における当年度純利益とは、単に余っているお金ではなく、将来の設備投資の補てん財源として確保しておく必要のある重要な資金でもあります。この資金を確実に確保するためにも、下水道使用料を引き上げる必要があります。

Q2 なぜ檜葉町の下水道事業は経費回収率が低いのか？

- A2 以下の要因により、下水道施設の維持管理費用が増大していることや年間有収水量（1年間に終末処理場で処理した全汚水量のうち使用料徴収の対象となる水量）が減少していることが理由として挙げられます。

①地理的・地域的要因

- ・ 地形的に2つの終末処理場を稼働させているため、それぞれに固定費が必要となり全体の効率が低下（特に運転管理、保守点検、水質検査等の委託費）
- ・ 終末処理場が高台にあること、地形が平坦で自然流下が使えないことからポンプ送水が多くなり電力費が上昇
- ・ 家屋が分散し1戸あたりの下水道管が長くなり、維持管理費が割高

②経営的要因

- ・ 近年の物価高騰による電力費・薬品費の上昇により維持管理費が増加
- ・ 施設の老朽化に伴い終末処理場、マンホールポンプ場、下水道管の修繕費が増加
- ・ 震災による水洗化人口の減少に伴う施設利用率の低下。施設の維持管理費を震災前より減少した有収水量で負担

Q3 平均改定率を約30%とした理由は？

- A3 令和7年3月に改定した『檜葉町特定環境保全公共下水道事業経営戦略2025』において「経費回収率の向上に向けたロードマップ」を定めており、この中で経費回収率（令和16年度）の目標値を65%以上と設定しました。

収支シミュレーションを行った結果、この目標値の達成を目指すには、算定対象期間（令和9年度から令和13年度までの5年間）における経費回収率を70%とする必要があります。そして、この算定対象期間における経費回収率を70%とするためには、平均改定率を約30%とする必要があります。

Q4 基本使用料に含まれている基本水量（10 m³）を廃止する理由は？

- A4 近年、単身世帯の増加や節水型機器の普及や、本町以外の地域に主たる生活拠点を設けて生活する「二地域居住」の方が多いことで、基本水量に満たない世帯が増加しています。

(本町で最も件数が多い水量区分は「0～10 m³」であり、全体の約6割を占めています。)

基本水量内の使用者間の負担の公平性を確保するため、新たに使用水量に応じた従量使用料を設定することとしたものです。

Q5 どのような流れで下水道使用料の改定が決まったの？

A5 令和7年3月に改定した『檜葉町特定環境保全公共下水道事業経営戦略2025』において使用料改定の必要性の検証を行ったところ、経費回収率が100%を大きく下回るため下水道使用料の改定が必要な状況であることが判明しました。

令和7年11月に町長から諮問を受けた檜葉町下水道事業経営審議会で3回の調査審議を行った結果、経営基盤の安定を図り、一般会計からの基準外繰入金を削減する手段として、下水道使用料の改定は妥当であるとされました。

そのうえで、改定幅を現行の下水道使用料から30%を目途に設定すること、基本水量制は基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から廃止し、新たに超過使用料に「10 m³まで」の水量区分を追加することが妥当であると結論付けました。

審議会から答申された結果を踏まえて、令和8年第5回9月檜葉町議会定例会へ檜葉町下水道条例改正案を上程し、議案のとおり可決されました。

Q6 税金や借入金を活用すれば下水道使用料を引き上げなくてもよいのでは？

A6 本町下水道事業は公営企業であるため、独立採算制で運営することが原則です。現在は使用料収入で汚水処理費用の41%程度しか賄えていないため、不足分を町の一般会計からの「繰入金」(税金)で補てんしている状況ですが、この「繰入金」は、下水道の使用者以外の人も負担しているものであり、本来であれば町民の皆さまの暮らしを支える様々な行政サービスに充てられるべき貴重な財源でもあります。そのため、使用料を引き上げることで「繰入金」の補てんを減らしていく必要があります。

借入金については現在も活用していますが、過度に借入金に依存することは将来世代への負担が増すとともに、経営の不安定化に繋がるため、借入金の活用は一定程度に抑制することとしています。

Q7 これまでにどのような経営努力をしたの？

A7 本町ではこれまでに様々な取り組みを行ってきました。一例は次のとおりです。

【主な取り組み】

●経費削減の取り組み

- ・費用対効果の検討による新たな管路施設建設の抑制
- ・ストックマネジメント計画策定と計画に基づく施設の改築更新の実施
- ・大幅な人員体制の変更による人件費の削減(現在の職員数はピーク時の約半分)
- ・過去に借り入れた高金利の企業債の利息を削減するため、東日本大震災の被災地方公共団体向けの低金利の公営企業借換債制度を活用。また、平成27年度以降は新たな借入れを行わず、利息の支払いを抑制

●経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に向けた取り組み

- ・経営状況を「見える化」するため公営企業会計へ移行

- ・中長期的な経営の基本計画である下水道事業経営戦略の改定
 - ・多角的な視点から経営について検討するため下水道事業経営審議会の設置
-

Q8 これからどのような取り組みを進めていくの？

A8 令和7年3月に改定した『檜葉町特定環境保全公共下水道事業経営戦略2025』において、下水道事業経営の基本理念として「次世代へつなぐ、暮らしと水環境を守る下水道」を定めました。そしてこの基本理念のもと、「安心・安全なまちづくり」、「水環境の保全」、「経営基盤の強化・財政マネジメントの向上」の3つを基本方針としました。今後は特に次の項目について取り組みを進め、更なる経営の自立性を高めてまいります。

- ・ストックマネジメント計画に基づいた下水道施設の老朽化対策
 - ・使用者が設置する排水設備の確認、工場・事業場に対する指導監督
 - ・戸別訪問等による下水道未接続者に対する普及啓発活動による水洗化率の向上、施設能力に余裕のある区域における区域外流入の促進
 - ・未利用となっている下水道用地の活用検討
 - ・広域化・共同化・最適化の具体的な検討
 - ・本町下水道事業の財務状況や経営課題等について、「広報ならは」やホームページ等による丁寧かつ分かりやすい情報提供
-

Q9 今回下水道使用料を引き上げれば、今後しばらくは引き上げをしなくてもいいの？

A9 この度の下水道使用料改定は、算定対象期間を令和9年度から令和13年度までの5年間として算定しています。今後も概ね5年ごとに収支を再試算するとともに、下水道使用料の水準が適正であるか（使用料改定の必要性）について検証を行い、将来的には経費回収率100%を目指して、経営改善施策の展開や使用料改定を行っていく予定です。
